かしえてール

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に 対してお答えします。

♂お尋ねします・・・

介護サービスを利用していますが、介 護保険証を見たら認定期間が切れていま した。どうしたらいいでしょうか。

▲ お答えします・・・

すぐに福祉課へ介護認定申請書を提 出してください。

介護サービスを利用するには必ず介護 認定を受ける必要があります。認定期間 が切れている時に、サービスを利用する と、その間の利用料は、全額自己負担とな ります。

認定期間は、6ヵ月から最長2年の期 間があります。認定有効期間の確認をし てください。なお、更新申請は有効期間 満了の60日前からできます。

また、サービスを利用するときは、介護 保険証を提示するようにしましょう。

問合せ先 福祉課高齢者福祉グループ TEL820-5 6 0 5

れていない 人は、以 に を を を も り、平 よ を超えることが 5 これ れ Ø る持ちれている 千万件」 7 婚等に 6 成8年12月 0 前 金に 主不の 年 より \mathcal{O} 金記 記 \mathcal{O} 加 見込 録 明 記 氏 う あ 録 5 で録 名 が 以前に、 7 500 あった 件 た 変 更 統合さ ま は ħ し国 た 7

年

特

電話

で 前

の 9 9 8

談 半 (日)

午

後

くださ

社会保険事務所

申

付

TEL 金

5

5 ヤ

5 ル

0 専

月

 \mathcal{O} 時 0

月

金

3月は旧姓履歴 うないり 5千万件の年金記録 基礎年金番 集中キャ 5万件が旧姓の1号に未統合の1 人の

> 3 \mathcal{T}

の記録に速や

日

でき

付 広島南社会保険事務所で 午(土)午の時 間

月

平

月

日

•

日

前 月

午

後

記録

のっ の

時曜 る ことが 年

が 記録が 記録が ね年原 ま 金 (土) 番号 す **┉査や統合は、** が漏れている# 前 9 B 9 日 時(日) いる場 年 [答票を] 月 午 後 日 合や をの 5 お基 時

広 問 住民課保険年 島南社会 TEL

グ 6 0 プ 1

820 金 253 険 事 5 ル 7 務 17所

4月から「後期高齢者医療保険料 | 及び「国民健康保険税 | の特別徴収が始まります

この仕組みは、医療制度改革により、法律が改正され、現在行われている「介護保険料」の特別 徴収に加えて開始されるものです。特別徴収開始通知については、4月初旬に通知の予定です。

●特別徴収とは 「老齢・退職・障害・遣族などの年額 18 万円以上の年金」を受給している人を対 象として、年6回の年金定期払いの際に、保険税(料)額があらかじめ差し引かれるものです。

収 当年度の保険税(料)額が確定するまでは、前年度の所得を 8月) 基に算定された額を納めます。 4月、6月、 収 確定した保険税(料)額から、仮徴収された額を控除した額 を 3 期に分けて納めます 10月、12月、

●特別徴収の対象となる場合は

O Livily Keep 13/10 or 0 States			
	区 分	後期高齢者医療保険料	国民健康保険税
	特別徴収	75歳(一定の障害の認定を受けた人は65歳)以	国保被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯
	となる人	上の個人	で、国保の被保険者である世帯主
		後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、 年金受給額の2分の1を超えない人 ※制度の開始直前に社会保険等に加入していた 人の特別徴収は、10月からになります。	国民健康保険税と介護保険料の合算額が、年金受 給額の2分の1を超えない人
ı	>% #土口口沙岭市	711月の112のキオレブは 人士でじむり並活動回(姉	仕事ナをは口庫に挟っの幼母) しわりませば わてい

| ※特別徴収以外の人につきましては、今までどおり普通徴収(納付書または口座振替での納付)となりますが、なるべく、口座振替での納付をご利用ください。

後期高齢者医療制度の概要は、「広報くまの」平成19年10月号、平成20年2月号をご覧ください。 問合せ先 住民課保険年金グループ TEL 820-5604

(型) 熊野町国民健康保険の財政状況

第2回

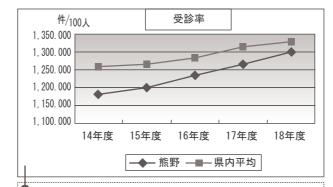
窮地に立たされている国保財政

問合せ先 住民課保険年金グループ TEL820-5 6 0 4

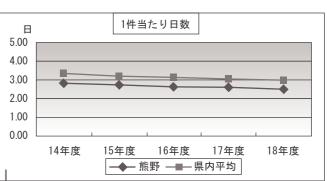
医療技術の進歩や高齢化によって医療費は年々増えつづけており、熊野町の国保にかかる医療 費の総額は、平成18年度では約43億円、加入者一人当たりの医療費は約45万円でした。平成16年 度からは、一人当たりの診療費が毎年約6%ずつ上昇している状況です。

シリーズ2回目の今回は、医療費の3要素により、その原因についてお伝えします。

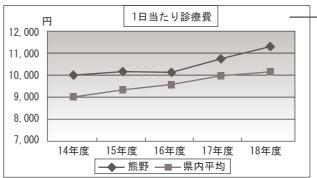
※医療費の3要素:1人当たりの費用額は受診率、1件当たり日数、1日当たり費用額の積で表 すことができます。この3要素のうち、どの要素が高くなっているかを見てみます。



一定期間内に医療機関にかかった人の割合を表 します。県内平均に比べると低い受診率ですが、 伸び率では県内平均を上回っています。医療機関 にかかる人の割合が増えていると考えられます。

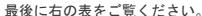


●疾病治療のために医療機関に入院、通院した日数を表 します。県内平均に比べると若干低くなっています。こ の日数が少ないことは良い傾向といえますが、疾病の 種類などによることから、今後も観察が必要です。

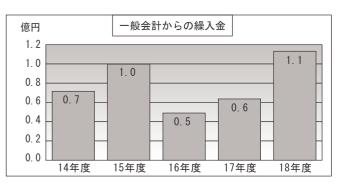


●医療費を診療日数で割った額を表しています。 ここでは県内平均に比べてかなり高くなっています。こ れは症状の重症化、またそのことによる高度な医療技 術を用いることなどが影響していると考えられます。

医療費の3要素によりみてきました。一件当り の日数は少なくなっていますが、やはり、受診率 や一日当たりの診療費の増加が医療費の高騰につ ながっているようです。



一般会計からの繰入金は18年度には一気 に増加しました。19年度におきましても1 億円を赤字補てんとして繰り入れる見込み で、20年度以降も多額の繰入金を要すると 考えられます。国や県の交付金等ではまか ないきれなくなってきている状況です。



これまでみてきましたように、医療費が増加していることから、国保財政は非常に厳しくな っています。今の国保税率を維持すると、一般会計からの繰入がさらに増加し、住民サービス の低下にも繋がりかねません。

若い頃から自分の健康に関心を持ち、病気、特に治療期間が長引く生活習慣病にならないよ うに努力し、健康寿命を延ばしましょう。

生活習慣病の予防には、運動習慣をつけ、バランスの取れた食生活を心掛けましょう。

- Public Information: KUMANO - '08/3月号 - Public Information: KUMANO - '08/3月号